

第74回

東京都卸売市場審議会議事録

平成29年2月10日（金）

東京都中央卸売市場

目 次

1	開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	中央卸売市場長あいさつ・・・・・・・・・・	2
3	報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) 東京都卸売市場整備計画（第10次）について	
	(2) その他	
4	閉 会・・・・・・・・・・・・・・・・	18

日時 平成29年2月10日(金) 午前10時00分

場所 ハイアットリージェンシー 東京 地下1階 クリスタルルーム

出席者

会 長	福 永 正 通	東京都国民健康保険団体連合会理事長
会 長 代 理	木 立 真 直	中央大学商学部教授
委 員	矢 野 裕 児	流通経済大学流通情報学部教授
〃	黒 石 匡 昭	新日本有限責任監査法人パートナー公認会計士
〃	横 山 将 義	早稲田大学商学学術院教授
〃	大 北 恭 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟副会長
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	伊 藤 こういち	東京都議会議員
〃	大 西 さとる	東京都議会議員
〃	か ち 佳代子	東京都議会議員
〃	河 野 ゆうき	東京都議会議員
〃	堀 宏 道	東京都議会議員
幹 事	村 松 明 典	東京都中央卸売市場長
〃	澤 章	東京都中央卸売市場次長
〃	福 田 至	東京都中央卸売市場理事(技術調整担当)(新市場整備部長事務取扱)
〃	松 永 哲 郎	東京都中央卸売市場管理部長
〃	吉 村 恵 一	東京都中央卸売市場企画担当部長
〃	西 坂 啓 之	東京都中央卸売市場事業支援担当部長
〃	有 金 浩 一	東京都中央卸売市場渉外調整担当部長
〃	金 子 光 博	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	長 嶺 浩 子	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	白 川 敦	東京都中央卸売市場事業部長
〃	長 田 稔	東京都中央卸売市場移転支援担当部長
〃	井 上 佳 昭	東京都中央卸売市場新市場整備調整担当部長
〃	櫻 庭 裕 志	東京都中央卸売市場新市場事業推進担当部長

〃	赤 木 宏 行	東京都中央卸売市場移転調整担当部長
〃	村 井 良 輔	東京都中央卸売市場基盤整備担当部長
〃	佐 藤 千 佳	東京都中央卸売市場施設整備担当部長
〃	吉 野 敏 郎	東京都中央卸売市場建設技術担当部長

1 開 会

○笹森書記 それでは、定刻前ではございますけれども、皆様おそろいでございますので、これから東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、当審議会の書記を仰せつかっております市場政策課長の笹森と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第7条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数15名中、ただいま13名の方々の出席をいただいております。したがって、定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日は、阿部委員、近藤委員が所用のため欠席されております。

次に、開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の資料は、既にお手元に配布してございます。一番上が配布資料の一覧となっております。続いて順に、審議会次第、委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、審議会条例、資料1、資料2、資料3でございます。お手元がない場合はお申し出いただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

以上、資料の確認でございました。

なお、前回の審議会以降、人事異動に伴いまして幹事・書記の変更がございますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

それでは、この後は福永会長に議事進行をお願いいたします。福永会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福永会長 それでは、皆様おはようございます。

ただいまから第74回東京都卸売市場審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞよろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

まず、先ほど事務局からも紹介がございましたが、議事に入ります前に、前回の審議会以降新しく委員になられました方がいらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。河野ゆうき委員でございます。

○河野委員 よろしく願いいたします。

○福永会長 それでは、お手元の審議会次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。

2 中央卸売市場長あいさつ

○福永会長 初めに、村松中央卸売市場長からご挨拶がございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○村松幹事 中央卸売市場長の村松でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第10次卸売市場整備計画につきましてご報告をさせていただきます。本計画は、昨年9月に当審議会から答申をいただいた卸売市場整備基本方針の主旨を踏まえまして策定したものでございます。

卸売市場を取り巻く環境等が大きく変化するとともに、各市場の老朽化対策の必要性に迫られる中で、都の卸売市場がどのような役割を担い、また、今後どのような考え方で各市場の整備等を行っていくべきかと、こうしたことを示す内容として策定しております。具体的な計画の内容につきましては後ほどご説明させていただきますが、今後の計画の推進に向けまして、忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

また、豊洲市場につきましては、現在、専門家会議や市場問題プロジェクトチームにおいて、安全性等についての検証を行っておりますが、こうした検証経緯につきましても、本日ご報告をさせていただきます。

都といたしましては、卸売市場が引き続き都民の食生活を支える重要な役割を果たしていけるよう全力で取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、審議会開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○福永会長 ありがとうございました。

それでは、引き続き議事に入りたいと存じますが、撮影につきましては、ここで終了とさせていただきます。

3 報告事項

(1) 東京都卸売市場整備計画（第10次）について

○福永会長 それでは、お手元に配布をいたしました次第に従いまして、議事を進めさせていただきますと思います。

本日の報告事項は、東京都卸売市場整備計画（第10次）についてでございます。

事務局から、まずご説明をお願いいたします。

○金子幹事 それでは、私のほうから、資料に従いまして、説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元に配布してございます東京都卸売市場整備計画の概要、それから整備計画、資料1、2というのがお手元にあるかと思いますが、資料1の概要版に基づきまして、内容の説明をさせていただきますと思います。

まず、1ページ目の「1 東京都卸売市場整備計画」のところをご覧ください。

生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、消費生活の安定に資するため、都道府県は卸売市場法第6条の規定に基づきまして、農林水産大臣の定める卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して卸売市場整備計画を定め、卸売市場の整備を計画的に実施することとされております。

東京都は、昨年9月に本審議会から答申されました東京都卸売市場整備基本方針の主旨を踏まえまして、東京都卸売市場整備計画（第10次）をこのたび策定したものでございます。

なお、今回策定いたしました第10次の整備計画につきましては、豊洲市場の開場が未確定であることなどから、豊洲市場に係る取扱量見込み等を含まず、必要に応じて、適宜、改定を行う暫定計画として策定しております。これは、都内の卸売市場の老朽化が進行する中であっても、その業務に支障が生じないように、必要な施設・設備の維持・更新を着実に進めていく必要があるため、今回は豊洲市場の整備を含まない暫定計画として策定したものでございます。

目標年度は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度としております。

続きまして、「2 卸売市場を取り巻く環境の変化」についてでございますが、総人口の減少、少子高齢化の進行、単独世帯の増加など、社会環境が変化しております。また、外国人旅行者の急増に伴うインバウンド消費が増加しております。さらに、食の外部化・簡便化、専門小売店の減少、小売業態の多様化など、生鮮食料品等の流通を取り巻く環境も変化しております。

食をめぐる動向といたしましては、生鮮食料品等の輸入の増大、農林水産物・食品の輸出強化、食品ロス削減に向けた取組などが進んでおります。

また、物流・情報化に関わる動向として、トラック運転者の深刻な労働力不足などがございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページをご覧いただきたいと存じます。

「3 卸売市場をめぐる動向」についてでございますが、市場外流通が増大するとともに、卸売市場経由率も長期的に低下傾向にございます。また、産地による出荷先の選別等に伴う市場間格差が拡大するとともに、中央卸売市場から地方卸売市場への転換など、全国的に卸売市場の再編・統合の動きが進んでおります。

続きまして、「4 東京都の卸売市場の現状」についてでございますが、中央卸売市場における取扱数量は、長期的に減少傾向、ないしは、近年横ばいを示しております。また、取扱金額につきましては、長期的に減少傾向にありましたが、近年緩やかに増加傾向、ないしは、横ばい傾向を示しております。

市場業者につきましては、仲卸業者が全部類で長期的に減少傾向にございます。特に、水産物部で大きく減少しており、平成26年の経常赤字業者の割合は42%というふうになっております。地方卸売市場につきましては、おおむね取扱数量・金額は長期的に減少傾向にございます。

次に、3ページをご覧ください。

「5 東京都における卸売市場の公共的役割」についてでございます。

卸売市場は、生鮮食料品等を円滑かつ安定的に供給するための基幹的インフラとして極めて公共性の強い役割を担っており、その重要性は今日においても変わりません。その卸売市場が担う公共的役割につきましては、従来からの基本的役割に加えまして、時代の要請に応えるための新たな多面的役割が求められております。

まず、3つの基本的役割につきましては、第9次の卸売市場整備計画におきまして整理したところでございます。

1つ目の「都民の食生活の安定を担保」につきましては、特に供給不安定で劣化が早い生鮮食料品等について、多種多様な品目を大量に集荷し、生産者と実需者のニーズを調整することでリスクを分散するという重要な役割を示しております。2つ目は、「都民の食の安全を確保」すること、3つ目は、「生産者・実需者がいつでも利用できる開かれた取引の場」であることでございます。

また、新たな多面的役割といたしまして、「都民の多様化するニーズへのきめ細かな対応」、「サプライチェーンの中間結節点としての機能の発揮」、「日本の食文化の発信・インバウンドへの対応」、「地域への貢献」、この4点を新たに付加的に整理してございます。特に、大消費地である東京都におきましては、産地からの大量輸送等への対応が重要でございまして、その意味で、卸売市場がサプライチェーンの中間結節点としての機能を発揮することは非常に重要な役割となっております。

次に、4ページ目をご覧ください。

「6 東京都卸売市場整備計画（第10次）における取組の方向性」についてでございます。

ここでは、取組の方向性を大きく2つに分けてお示ししてございます。

1つ目、上段でございますけれども、卸売市場として最低限求められる機能の確保であり、品質・衛生管理の確保など、卸売市場におけるミニマムスタンダードとしての統一的な取組を行うとともに、市場の財政基盤の強化や公正な取引の確保及び手続の簡素化など、健全かつ安定的・効率的な市場運営のための基盤づくりを行うこととございます。これにつきましては、都が主体となりまして、市場関係業者とも連携しながら、統一的な取組や市場運営のための基盤づくりを推進してまいります。

2つ目、下段になりますけれども、時代の要請に応えるための取組であり、品質・衛生管理の高度化や物流の効率化、輸出の促進への取組など、各市場における戦略的な機能強化に取り組んでまいります。これにつきましては、各市場の特性を踏まえまして、市場関係者が一体となって経営戦略を定め、取組を推進してまいります。

5ページ目をご覧ください。

「7 特色のある市場づくりに向けた取組の考え方」についてでございます。

都内の流通構造が大きく変化する中であって、東京都の卸売市場が時代の要請に応え、今後ともその役割を着実に果たしていくためには、各市場が自らの特性を踏まえ、創意工夫しながら、画一的でない特色のある市場づくりを進めることが重要でございます。全ての市場がそれぞれの特性を活かしながら、集荷・分荷・販売等に取り組むと同時に、流通ネットワークによる相互の補完性を活用することによりまして、東京都の卸売市場全体としての機能がより一層発揮されます。

特色のある市場づくりを行うためには、市場関係者が意識改革を進めながら経営戦略を検討・確立していくことが必要でございます。そのため、東京都は、市場全体の最適

化を図るファシリテーターとしての役割を果たすとともに、市場関係業者のイノベーター的な動きを誘発できる仕組みを検討してまいります。また、市場関係業者と連携し、外部からの多様な意見やノウハウの積極的な導入、経営戦略の実行状況の客観的評価、さらにはPDCAサイクルによる経営戦略の見直し及び改善を継続的に実施するなどの取組を行ってまいります。

ページをおめくりいただきまして、「8 市場別整備計画」のところをご覧ください。

まず、豊洲市場につきましては、「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」及び「市場問題プロジェクトチーム」における安全性等についての検証結果を踏まえ、環境アセスメント審議の結論が得られた段階で、総合的な観点から移転の判断を行うこととしております。

次に、施設整備の考え方といたしましては、卸売市場として最低限求められる機能の確保や、老朽化設備の維持・更新、省エネ・地球温暖化対策の推進のために必要な施設整備につきましては、都が主体となりまして計画的に実施してまいります。

また、時代の要請に応えるための戦略的な機能強化の取組に係る施設整備につきましては、原則、各市場の経営戦略にその内容を位置付けた上で、都と市場関係業者の適切な役割分担のもとで実施してまいりたいと考えております。

最後に、市場別の整備計画・事業内容につきましては、6ページの中段から7ページにわたりまして記載しているとおりでございます。

以上、雑駁ではございますが、東京都卸売市場整備計画（第10次）につきましてのご説明とさせていただきます。

○福永会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から報告のありました卸売市場整備計画につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。挙手をいただきまして、そちらにマイクをお返ししますので、それからご発言のほどをお願いいたします。

○伊藤裕康委員 委員の伊藤裕康でございます。

今、概略ご説明があったんですが、私としてお尋ねしたいのは、6ページの一番頭に豊洲市場のことが書いてあるんですがございますが、ここには、専門家会議、それからプロジェクトチームにおける検証結果を踏まえて、環境アセスメント審議の結論が得られた段階で、総合的な観点から移転の判断を行うというふうに書いてありますが、この判断は誰がするんですか。この審議会は、どういう位置付けなんですか。審議会が判断をす

るんですか。あるいは誰がするんですか。知事がするんですか。そこははっきりしていただきたい。

○金子幹事 今回の卸売市場整備計画につきましては、東京都の計画として、審議会にいただいた答申に基づきまして策定してございますので、移転の判断は知事のほうで行うこととなります。

○伊藤裕康委員 移転の判断は、そうすると知事がするんですか。それだったら、ここへははっきり書いたらどうですか。これではわかりませんよ。

私は、この審議会の位置付けといたしますか、それがちょっとわからなくて、冒頭から、先ほど配られた条例の文章を見ておったんですが、第2条に、「知事の諮問に応じて、次の事項を調査審議する」と書いてございますね。そして、市場の整備計画、経営に関し、その他必要な事項。これは、そうすると、知事の諮問がなければ私どもは何の判断もしない、審議もしないということなのでございませうか。そして、その第2項に、「知事に意見を述べることができる」と書いてあります。意見を述べることができるんですよ。

この辺について、私は、この審議会の位置付けといたしますか、例えば今、ここに書いてございます専門家会議あるいはプロジェクトチームというのは、これは小池知事になられてから、一方的にというか、こういうものが設置された。そして、そこに知事はいろいろ諮問していると。では、この市場審議会というのはどうなっているんですか。何も諮問がないから、全然知らんぷりと。どうぞお好きなようにおやりくださいと、こういうことなのでしょうか。

この審議会というのは条例に基づいたもので、昭和46年からですか、これだけ長いこと歴史を経て、ここまで持たれてきているわけですよ。それが全く無視されて、そして一方的にこういうことで、しかも最終的に、今、事務局の言い方だと、知事の移転の判断に従うのだということであれば、審議会は何を検討するんですか。全く関係ないじゃないですか。どうぞおやりくださいと言うのだったら、この審議なんかやる必要ないんじゃないですか——と、私は思います。

○金子幹事 今回は、東京都が策定した卸売市場整備計画について、本審議会のほうにご報告をさせていただいています。それで、おっしゃられている内容についてなんですけれども、順番としては、まず諮問があって、答申の中に審議会でご審議いただいた内容は盛り込むという流れになっています。前回9月の審議会のときに答申をいただき、

それを受けて私どもが策定した計画がこちらということでございます。

豊洲の件につきましては、冒頭申し上げたとおり、開場の件が現段階ではまだ未確定であるということですので、この計画の中では豊洲をどういうふうに整備していくとかということについての記載はございません。その件につきましては、必要に応じまして、適宜、この計画を改定する形で反映していくということになります。今の現状、豊洲がどうかというところを記載したのがあの文章ということでございますので、審議会の意見を聞かないとかということではなくて、これにつきましてはまた別途、改めて改定を行うときに、豊洲の内容は計画に含めていくという考え方で、今回は暫定計画ということで策定させていただいたということでございます。

○伊藤裕康委員 今の件でございますが、いずれにしても、今おっしゃったように、移転の判断は知事が行うんだという、そこが私は問題だと思うんですね。この文章をそのまま通すということは、審議会は一体何なんだと。知事が諮問して、こういうことだから、じゃあ移転はこうしたい、いついつからやりたい、そういうことを諮問してこなければ——諮問してくるのは当然だと思いますけれども、諮問がなければそのまま通っちゃうということなんでしょう。そんな話なんですか。

そうしたら、この審議会なんか、何の意味があるんですか。これはただ、国の方針に基づいて、農水大臣が第10次をやると、そして、それぞれの地域においてそれをつくれと、こういうことだからやったのだと、ただそれだけなんですか。私は、どうも何か、疑問があつてしょうがない。

もう一つ、あえて申し上げれば、今回、小池知事が8月31日に移転の延期ということをお決めになって、宣言されて、それが今実行に移されていますけれども、普通であれば、こういうことをしたいんだと、延期をしたいんだということを審議会にかける、諮問するというのが本来の筋道だと思うんですが、今回は全くそれがありません。それから、誰からもそういう疑問の発言もないということで、そのまま今延期が通っちゃっているわけですが、それでいいんでしょうか。私は、審議会の委員の一人として、ちょっと疑問を呈します。この辺はどなたに解説していただければよろしいかわかりませんが、とりあえず私の疑問として、会長にこれは申し上げておきます。

○福永会長 はい。わかりました。

きちんとした解釈については市場長のほうから。

○村松幹事 豊洲市場への移転の延期につきましては、今、おっしゃるとおり、8月3

1日に知事が表明をいたしました。本来であれば、この第10次の整備計画の中で、豊洲市場の整備内容についても、きちんと盛り込んだ形でご審議いただいていたというのがもちろんだと思うんですけども、そうした中で、今、豊洲市場への移転については、延期になっている状況なものですから、今回の10次の計画には盛り込めなかったということでございます。

ただ、そうはいっても、そのほかの市場の整備計画ももちろんございますし、また、これから卸売市場を取り巻く状況の変化に対応することも必要ですし、そういった中で、豊洲市場の問題を少し脇に置きながら、必要な計画はきちんとやっていこうと、そういう趣旨でこの整備計画を暫定計画として策定して、ご報告をしていると、それが大きな流れでございます。

移転について、その判断を審議会で行うか否かということにつきましては、知事が最終的に判断する事項でございますので、今、こうした場で議論するというのは少し馴染まないものではないかなと考えております。

○伊藤裕康委員 今のお話ですと、本来、豊洲市場の建設、そしてそこに市場を移すということは、既にこの審議会の方針として決まったことなんですよ。それが今のお話ですと、それをやるかどうかを含めて知事の判断に従うというお話ですけども、そういうものなのでしょうか。そうすると、この審議会の重みといいますか、ここで決めたことはどういう意味があるのでしょうか。それが私の疑問でございます。

○福永会長 わかりました。今の疑問につきまして、会長なりの判断として、ご理解をいただいて、ご了解をいただければ、それでありがたいと思います。会長といたしましては、この条例に基づいて、我々、この審議会というものは、やはり知事の諮問に応じというところが一番大事なところでございまして、これまで豊洲に移転をするか否かということについては、この審議会では、行政側の報告に対してこれを了としたということはあると思いますが、この審議会において決定をするという我々に与えられた職務といいますか、役割は、この審議会の中では諮問がない限りできないというふうに会長としては理解をいたしております。今、市場長がお答えになられた内容はその旨を踏まえた上での発言だと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○伊藤裕康委員 わかりました。この条文に「知事の諮問に応じ」ということがございまして、今の会長の解釈は、諮問がないのだから、それは別に我々の審議の対象にはならないと、こういうことでございますね。

○福永会長 現時点ではならないということでございます。決定は、行政としての知事が行うということになっておるとお思いますので、現時点では。

○伊藤裕康委員 わかりました。

○福永会長 恐れ入ります。

それでは、次に、堀委員、どうぞ。

○堀委員 ただいま伊藤（裕）委員から、本当に、市場についての思いも含めて、審議会の在り方についてのお話があって、もっともだなという思いもいたしております。審議会の果たすべき役割、それについてご意見を賜りました。本当にありがとうございます。

今、10次の卸売市場計画について報告がございましたけれども、この計画は、計画部会の先生方が熱心なご議論をいただいて、本審議会が答申をした内容を踏まえて策定をされたものだと思っております。これは、今年の9月に開かれたものをもとにつくられた計画でございます。豊洲市場の開場が未確定な状況でございますけれども、豊洲市場だけではなくて、卸売市場を取り巻く状況がさまざまな市場で厳しさを増す中で、さらにはこれから各市場の施設整備、また、老朽化が進んでおりますので、これに対しての対処をしていかなければならない。

卸売市場が公共的な役割をこれからさらに果たしていかなければならない中で、都民に対して安全な生鮮食料品を提供していく、また供給をしていくには、卸売市場として求められる機能をしっかりと果たしていかなければならないと考えておまして、時代の要請に応えるために取組を着実に推進していく上で、この計画は、非常に私は有意義なものであると考えております。切れ目なく進めていくことが重要であって、今回、暫定計画とはいえ、この計画を策定したことは、私は重要なことだと思っております。

何かと豊洲だけに注目が集まっておりますけれども、この問題の早期解決を図るということは大変に重要でございますし、伊藤（裕）委員が申し上げているとおりだと思っております。しかしながら、ほかの市場への配慮を怠ってはならない。これもあると思っております。

ぜひとも、今、策定をされたこの計画にのっかって、着実に全市場での施設整備を進めていただきたいということを私の意見表明とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに。かち委員。

○かち委員 それでは、私からも意見を述べさせていただきます。

今回の卸売市場整備計画は、昨年9月に基本方針が出され、それに基づいて出された計画です。そもそも基本方針は、東京都の卸売市場全体にも大きな影響をもたらす豊洲市場の整備を進める内容でした。既に前回の審議会のときには、食の安全・安心を確保するための対策の一つであった盛土が主な建物の下になかった重大な問題が起きました。その時点で豊洲市場をどうするかは判断できる状況ではありませんでした。その後さらに、地下空間のたまり水の問題、A.P. 1.8メートルにコントロールされるはずの地下水管理システムが機能していない問題、土壌汚染対策工事の適否を確認するために行ってきた地下水モニタリングの最終結果で、201カ所の測定井戸の3分の1を超える全街区のモニタリングポストにおいて、ベンゼン、ヒ素、シアンなどが基準値を超え、ベンゼンは基準値の79倍にも及んでいる事態です。現在まさに専門家会議で、これまでの調査の在り方を含め、調査・検証に入っているところです。都議会でも、関係者を参考人招致して、これまでの調査の在り方を検証しようとしているところです。このまま豊洲市場の整備を盛り込むことはできないと考えます。

第2に、市場問題PTにおいて、新市場に移転したとして、市場と事業者の持続可能性について検証中です。先日の市場問題PT会議では、豊洲に移転した場合は、年に98億円もの赤字になるという報告がされております。豊洲新市場がこのような状況では、11の中央卸売市場全体の整備計画などにも影響をもたらし、中央卸売市場の持続可能性が問題になります。豊洲新市場整備に当たっては、盛土や汚染土壌の除去について、市場関係者、都民、議会、国に対しても、都が虚偽の報告、説明を行ってきました。都が国民、都民、市場関係者を欺き続けてきたことを全面的に明らかにしない限り、都の卸売市場整備を前に進めることに対し、同意できるものではないことを申し上げておきます。

なお、都は、今回の計画について暫定計画としていますが、板橋市場、豊島市場の統廃合に含みを持った内容となっています。基本的な考え方としても、従来からの既に破綻している規制緩和、大手量販店・外食チェーン店対応路線を、地域経済・産地経済の活性化路線への転換こそ必要であるということを申し上げ、意見とします。

○福永会長 ほかに。伊藤（こ）委員。

○伊藤こういち委員 都議会公明党の伊藤こういちでございます。私からも、第10次

東京都卸売市場整備計画について一言申し上げたいと思います。

まず、卸売市場は、都民が日々安心して食生活を送ることができるよう、生鮮食料品を安定的に供給するための基幹的インフラであり、極めて公共性の高い役割を担っておりと考えております。

その役割を卸売市場が着実に果たしていく上で、老朽化した施設の維持・更新は不可欠であります。本計画は、豊洲市場のこともあって暫定計画となっておりますけれども、本計画に基づいて、着実に施設整備に取り組んでいただきたいと思います。

また、本計画には、食品ロス削減に向け、食育活動等を通じ、食の大切さや健全な食生活の実践などについて、都民・消費者に対する啓発活動を行うことの必要性や、環境問題への対応として照明器具のLED化の推進、廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進などが盛り込まれております。さらには、都議会公明党がかねてより主張しております被災産地を支援するための取組を引き続き実施していくことも明記されております。こうした取組についてもしっかりと実践をしていっていただきたいと思います。

豊洲の件につきましての伊藤（裕）委員からのお話は、私は大変大事だと思います。市場関係者の方々の思いは様々あると思います。ぜひとも市場長、直接、こうした思いを知事に伝えていただきたいと思いますというふうに思うのと同時に、豊洲市場のことについては、専門家会議あるいはプロジェクトチーム、こうした専門家の方々の知見、また知恵もあると思いますけれども、総合的には知事が判断をされるということでもありますけれども、知事がどうかこうした思いをしっかりと受けとめた上で適切に判断が行われるように、市場長を中心に、また主体的に、この問題について、これまで以上に中央卸売市場については取り組んでいただきたいと思います。

このことを要望申し上げ、意見を終わります。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

○河野委員 都議会自民党の河野と申します。

先ほど同僚であります堀議員が表明いたしましたので、自民党としては本当に同じ意見で考えておりますが、先ほど伊藤（裕）委員のほうからお話がありましたので、ちょっと補足で、私のほうからも何点か指摘させていただきたいと思っております。

この豊洲市場については、専門家会議及びプロジェクトチームにおける安全性についての検証結果を踏まえ、これは知事の方針としてそういうふうなことを打ち出している

から、こういうことなのだと思いますが、これをここに書くということは、当審議会がお墨つきをつけているというような形になるのかなというふうに感じるのですけれども、その点についてちょっとお伺いしたいことと、伊藤(裕)委員がご懸念されていた、この審議会というのは、条例に基づいて、しっかりとした法的根拠があるわけですけれども、専門家会議、これについては、長い経緯がある中で専門家会議のご意見を聞いてきたというのわかります。

ただ、このPTについては、どこからかふわっと湧いて出てきたような感がありまして、そして、やっていることというのは、何か屋上屋を重ねているかのように感じているのが、恐らく大方の方の考えなんだと思うんです。方向性が違う方たちを違う器に入れたような感じがしてならないわけなんです。このPTは、専門家会議に関しては土壌汚染対策の専門家ということですよ。PTというのは、土壌汚染と施設のいわゆる耐震といったようなことが主になっているような感じがするのですが、このPTの役割というのは、私はもう必要ないのではないのかなと思っております。土壌汚染のことに関しては専門家の方たちがチェックをする、そして建物に関しては都議会の各委員会において、特別委員会でもそうでしたし、さまざまな委員会において、この建物の検証というのは行って、もう終わっているという判断だと思いますので、なぜこれがPTまで通さなきゃいけないのかというのが、私は甚だ疑問でございます。

しかしながら、知事がやると言っていることなので、それはそれで、いたし方ないのかなというふうに意見としては思いますが、しかしながら、ここの計画の中に、審議会としてのこういうふうな形で、「検証結果を踏まえ」というふうにわざわざ入れること自体は、私はあまり必要ないのではないかなと。これは皆さんの総意で決めることなので、これがこういう形で入ってしまうのであれば、これはいたし方ないと思いますが、そういう意見があったということはぜひ議事録の中に入れさせていただきたいと思っておりますので、意見表明させていただきました。

以上です。

○福永会長 ありがとうございます。

どうぞ、大西委員。

○大西委員 先ほど第10次の東京都卸売市場整備計画の策定について報告を受けましたが、本計画は暫定との位置づけですが、当審議会が答申をした基本方針の考えに沿ったものではないかと考えております。

その中で、特色のある市場づくりに向けた取組について述べさせていただきます。

都内にある各11市場には、都民生活を支える水産物や青果の市場、家庭やまちに彩りを与える花きの市場があり、多面的な公共的役割を持つ中で、様々な取組が行われています。地域への貢献の事例として、毎年、各市場で開催され、都民の皆さんが多く集い、買い物を楽しむ市場まつりというのがあります。この地域貢献に大変に役立っている行事だと私は考えています。以前、私は、この市場まつりの開催回数を増やすことを提案いたしました。そして、回数が増えたことを都民の皆さんは大変喜んでおります。昨年も私は、足立市場、北足立市場の市場まつりに行ってまいりました。引き続きの取組を続けていただき、地域に開かれた市場であり、画一的でない特色ある市場づくりを推進いただくことを要望いたします。

また、各市場が地域の食文化の拠点としての位置づけを今後確保するために必要な取組を申し上げます。

先ほど市場別整備計画が示されましたが、こうした工事を可能な限り前倒しすることで、市場機能を早期に向上させていくことが大変重要だと思います。

一つ例を挙げさせていただきますと、足立市場でLEDの照明施設工事とありますが、これが何と32年度となっております。なぜLEDをつけかえるのに3年も待たなければいけないのか。いろいろ話も聞きました。計画的に、そして現状の耐用年数がまだ残るからという、そういう答えでございましたが、省エネ対策を推進する上で非常に必要です。

また、例えば、この7ページの足立市場におきましては、「必要な施設整備を検討する」と書いてあるわけです。こんなの、見に行けばいくらでもあるわけです。一方で豊洲であれだけのお金を出しているわけですから、この11市場のほうにももっと目を向けることも大切だと思います。

最後に、整備計画に挙げられた取組を着実に実施していただくよう求めておきます。
○福永会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、この報告に対しますご意見等ございませんようでしたら、この東京都卸売市場整備計画（第10次）につきましての報告は終了をさせていただきますと思います。

(2) その他

○福永会長 続きまして、その他の報告事項といたしまして、豊洲市場について、事務局より説明をお願いいたします。

○福田幹事 お手元の資料3をご覧ください。「豊洲市場について」というペーパーでございます。

豊洲市場への移転延期につきましては、前回、昨年9月13日の当審議会におきまして、当時の岸本市場長からご説明をさせていただき、本日はその後の動きを中心にご説明をいたします。

資料3の1枚目でございます。「1 豊洲市場への移転延期以降の主な動きについて」でございます。

昨年8月31日に移転延期を表明しました後、翌9月に市場業界の皆様への延期のご報告や、建物下に盛土がないことについての記者会見を行いまして、同月16日には「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」及び「市場問題プロジェクトチーム」を設置いたしました。

翌10月から議会における質疑が本格化してまいりまして、6日及び7日の経済・港湾委員会の質疑のほか、10月13日には豊洲市場移転問題特別委員会が設置をされ、先月までに3回の質疑を行ってございます。

11月には第二次自己検証報告書の公表のほか、市場関係者の皆様への説明会の実施、豊洲市場への移転についてのロードマップの公表などを行ったところでございます。

12月には、公営企業会計決算特別委員会において、平成27年度中央卸売市場会計決算不認定の表決がございました。年明け、1月12日には、知事による築地市場の視察が行われたところでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

「2 豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議について」でございます。

専門家会議の位置づけにつきましては、記載のとおり、生鮮食料品等を扱う豊洲市場において、食の安全・安心を確保する観点から、改めて土壌汚染対策について専門家により検討を行うこととしており、検討項目につきましては、地下ピットがある状態の確認と評価、リスク管理上必要な対応策の検討等でございます。

委員につきましては、平田健正先生を座長として、計3名の方で構成をされております。

これまでの経過といたしまして、開催状況をお示ししております。昨年10月15日の第1回を皮切りに、地下水モニタリング結果、地下ピットの空気や地下水の水質など、豊洲市場用地における環境分析などを議題とし、現在までに計4回開催をしております。続きまして、3ページをお開きください。

「3 市場問題プロジェクトチームについて」でございます。

市場問題プロジェクトチームの位置づけにつきましては、築地市場の豊洲市場への移転及び市場の在り方に関し、土壌汚染、施設及び事業に関する事項等について検討し、その結果を知事に報告するものでございます。

検討項目につきましては、豊洲市場の土壌汚染、施設及び事業に関する事項、市場の在り方に関する事項などでございます。

メンバーは、小島敏郎専門委員を座長とする計9名の方で構成をされております。

これまでの経過でございますが、昨年9月29日に第1回目の会議を開催、以降、豊洲市場の建物の構造安全性や物流、衛生管理といった施設の機能、事業継続性などについて議題とし、現在までに計5回の会議を開催しております。

このほか、築地市場内の事業者の皆様に対するヒアリングを昨年11月及び12月に実施をしております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○福永会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から報告がありました豊洲市場につきまして、ご意見等ございましたら挙手をいただきまして、ご発言をお願いします。

○大西委員 ただいま、豊洲市場への移転延期についての報告がございましたが、1月14日、豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議において、豊洲市場用地で実施した第9回地下水モニタリングの結果、暫定値が公表されております。それは、環境基準の79倍のベンゼンや、その他、ヒ素、シアンが豊洲市場用地の合計72カ所の井戸から検出されたというものでした。私たちは、こうした結果に大変驚いているとともに、怒りも感じています。

そもそもなぜ市場の移転先としてこの土地を選んでしまったのか。このことについては、多くの都民、国民が関心を寄せ、疑問を抱いています。当時、都議会においては、築地市場の移転に関して議論が行われていましたが、私たち民進党、当時の民主党は、築地再整備案を提案し、豊洲案と比較して、意向調査を実施した上で移転の是非を判断

すべきだと主張してまいりました。しかし、石原知事が豊洲への移転を宣言しました。

このような強引な手法が行われる中で、中央区と東京都の合意などを受けて、民主党は、土壌汚染に対して、豊洲新市場の建設工事は汚染処理を完了した上で実施することや、開場に当たっては土壌汚染対策を着実に実施し、安心・安全な状態で行うことなどの付帯条件を付して予算案に賛成してきたものです。

しかし、この間、約束してきた敷地全体における盛土が行われていなかったことをはじめ、地下水位を一定に保つと約束していた地下水管理システムの不備、そして何より、今回の調査結果で環境基準値を超えたベンゼンや、その他、ヒ素、シアンが多数の井戸から検出されたことは、この間、東京都が私たちに約束していた根本を全くもって覆すことになったのではないのでしょうか。専門家会議による再調査が始まりましたが、そもそもなぜ市場の移転先として工場跡地が選ばれたのか、その経緯などを含めまして、都議会でこれからも特別委員会、そしてそれは百条になるのかもわかりませんが、どんどん検証していきたいと思っています。そして、都議会で議論を深めていきたいと思っていますので、その意見を述べさせていただきます。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。河野委員。

○河野委員 今、79倍とか、そういったお話がありましたが、なぜそもそも今、9回目に対して、クロスチェックの、もう一度再検査をされているのか。暫定値が出て、それを発表して、その結果が少しびっくりした結果だったわけですけれども、クロスチェックをするということは、やっぱりそこに対しての疑義があるからやっているのかなというふうに私は思っています。それで、また今、冷静な判断をしていかなければならない中で、この暫定値というのが、万々が一、全くわからないわけですけれども、これからチェックになっていくわけですが、これが例えば検査の中でちょっとしたミスがあったりとか、そういった可能性も当然なきにしもあらずなわけであります。そういうことも含めてこれから検証していくわけですから、あまり暫定値を取り沙汰し過ぎることによって、不安をあおるような結果になってしまっはしようがないと思っています。

最終的なクロスチェックを見て、結果として、ああ、なるほど、こういう数値が出たんだなということを冷静に判断されれば、必然的にどういうことだったんだろということもわかってくると思いますし、その結果次第では、ああ、なるほど、これはやはり土壌汚染対策がしっかりとできていたんだなということを、そのときにやっぱり検証す

るべきだと思いますし、今この時点で、何か土壌汚染対策が崩壊したかのような議論というのは私はおかしいと思っております。

意見として述べさせていただきます。

○福永会長 それでは、ほかにご意見等はございますでしょうか。

○木立会長代理 木立です。必ずしも豊洲に関わるのではなく、本来、先ほどの10次のところで発言すべきことかもしれないのですが、いわゆる情報共有をしておく必要があるだろうということで発言をさせていただきます。

すでにご承知の方が多いかと思いますが、国の動き、政府のほうで農業競争力強化プログラムが11月に発表されました。卸売市場の抜本的な見直し、その中身はどう理解するかははっきりはしないわけですが、特に卸売市場政策研究所の細川代表が精力的にいろいろ発言されているように、卸売市場の抜本的な見直しの可能性も指摘されています。市場の手数料等も緩和をされてきて、さらに一步踏み込んだ動きがあるのかどうか、そこらははっきりしないものの、開設者である地方自治体としては、そういう国の動きも正確に見据えた上で、これからの卸売市場の在り方を、新たな変数も踏まえてビジョンを考えていかなければならない。卸売市場の施設の整備も、要するに、卸、仲卸というような制度の在り方がどうなるのかということで、当然、影響を受けることになります。そういった問題も、ぜひ都のほうでしっかり情報収集をして、こういう場でも情報共有を図っていただく必要があるのではないか、ということを一言申し上げたいと思います。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項の質疑につきましては、ここまでとさせていただきます。

以上をもちまして審議会を終わりにさせていただきたいと思いますが、閉会の前に、村松市場長からご発言がございました。

4 閉 会

○村松幹事 審議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、審議会の委員の皆様方には、長時間熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

卸売市場を取り巻く環境等が大きく変化する中で、都の卸売市場が今後とも公共的役割を果たして、時代の要請に応じていくために、老朽化施設の維持・更新等を着実に進めていくとともに、特色のある市場づくりに向けて、本日、委員の皆様方からいただき

ましたご意見も十分に参考にさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、豊洲市場につきましては、冒頭にも申し上げましたとおり、専門家会議や市場問題プロジェクトチームにおける検証を進めるとともに、市場業者の皆様への補償などに対しても丁寧に対応いたしまして、都民、消費者、あるいは市場関係者の皆様方からの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

委員の皆様方のこれまでのご尽力に厚く御礼申し上げますとともに、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○福永会長 ありがとうございました。

本日予定をいたしました議事は全て終了をいたしました。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、長時間にわたりまして熱心にご審議をいただきました。誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして第74回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前10時56分 閉会